

議案第137号

宝塚市農業共済条例の全部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市農業共済条例の改正についての概要

1 農業共済制度の概要

農業共済は、農業災害に対する国の施策として実施されている公的保険制度です。災害に備え、農家と国が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金を支払い、農家の経営安定を図る相互扶助を基本としています。事業の種類には農作物共済（水稲・麦）、家畜共済（牛・馬・豚）、果樹共済（なし）、畑作共済（大豆・そば）、園芸施設共済があり、地域のニーズに対応した事業を、全国の農業共済団体（市町村・事務組合・県連合会等）で実施しています。

2 本市の状況

本市では農業共済条例を昭和42年に制定し、農作物共済、家畜共済の2事業がはじまりました。平成18年には園芸施設共済が加わり、現在は農作物共済、家畜共済、園芸施設共済の3事業を実施しています。平成29年度の実績は下記のとおりです。

	加入状況	事故状況	支払共済金
農作物共済	水稲：16,951a（434戸）	認定減収量343kg	60,711円
家畜共済	肉用牛：134頭（4戸） 乳用牛：1,115頭（3戸）	死産：151頭 病傷：1,163頭	21,090,399円
園芸施設共済	パイプハウス：31棟（13戸）	13棟	1,828,089円

3 改正の背景と経過

農業共済制度は、自然災害による収量減収や損害を補償する制度ですが、市場価格の低下による減収などは補償の対象外であり、また対象品目は限定的で、農業経営全体をカバーする制度ではありませんでした。

他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成することから、農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る新たな保険制度の導入が求められていました。

このような背景のもと農業災害補償法が平成29年6月に改正され、新たに農業保険法として、平成30年4月に施行されました。改正後の農業保険法では、農業経営収入保険が新たに制度化され、農業経営者のセーフティネットとして整備されるとともに、農業共済制度も見直しがなされ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事務執行による農業者の負担軽減となるよう改正されました。

改正後の農業共済制度に係る規定は、平成31年産（農作物共済以外は平成31年1月以後開始する共済責任期間）の共済関係から適用されるため、本改正は、農業保険法に基づく農業共済制度を実施するために、宝塚市農業共済条例の全部を改正するものです。

4 宝塚市農業共済条例の改正方針

本改正につきましては、農業保険法に基づき改正された「平成30年2月9日29経営第3009号にて通知のありました共済事業を行う市町村の模範条例の基準」を参考として、農業保険法及びその他関係法令に基づき、共済事業を実施するために必要な改正を行います。なお、市町村の農業共済条例の変更には都道府県知事の認可が必要となるため、改正内容については兵庫県と調整します。

5 今後のスケジュール案について

平成30年11月中旬 条例案を市議会に提案

平成30年12月下旬 条例案の市議会可決後、公布

宝塚市農業共済条例変更認可申請 ⇒ 兵庫県知事認可

宝塚市危険段階基準共済掛金率等に係る認可申請 ⇒ 兵庫県知事認可

平成31年1月1日 条例施行及び宝塚市農業共済に係る危険段階別共済掛金率を定める規則を

改正する規則の制定

6 主な改正内容

区分	項目	改正前
農作物共済	加入義務	一定規模以上の耕作者は当然加入
	引受方式	・一筆方式（水稻・麦）7割 ・災害収入方式（麦）9割
	補償特例	（新設）
家畜共済	引受方式	死傷共済と病傷共済のセット加入
	補償金額	期首の資産価値で評価
	補償割合	最低補償割合は2割から4割（肉豚は4割から6割）の間で条例に規定
	異動申告	家畜の異動の都度申告が必要
	診療費	初診料以外は病傷共済金給付限度額以内は全額補償
	待期間中の事故	家畜の導入後2週間以内の事故は原則共済金の請求不可
園芸施設共済	加入期間	被覆期間のみの加入が基本
	補償金額	小損害不填補額（共済金の支払対象となる最低損害額）が3万円若しくは共済価格の10分の1の価格
その他	掛金	多くの共済事業で一律の掛金率を適用
	無事戻し	無事戻しが可能
	収入保険に係る解除	（新設）



改正後	備考
平成31年産からは任意加入	（第25条）
一筆方式は平成33年産までで廃止 ※見直し後は下記の方式の中から選択 ・半相殺方式8割、7割、6割 ・全相殺方式9割、8割、7割 ・災害収入方式9割、8割、7割 ・地域インデックス方式9割、8割、7割	（附則第3） （第31条） 地域インデックス方式（統計データを用いて共済金を支払う方式）が新設されます。
一筆半損特例 ※収穫量50%以上減収した圃場は50%減収として共済金を支払う方式	（第24条） （第27条） この特例は上記の引受方式（一筆方式以外）に付加することができます。
死傷共済と病傷共済を分離して選択加入可能	（第3条） 包括共済の枠組みが変更されるので加入時注意が必要。
棚卸資産的家畜（日々資産価値が増加する肥育牛等）は事故発生時の資産価値で評価	（第75条）
最低補償割合は一律に2割※最高補償割合はこれまで通り8割	（第71条）
期首に年間の飼養計画を申告し期末に掛金を調整	（第71条） （第72条）
病傷共済金給付限度額以内は、初診料を含めた診療費全体の1割を自己負担	（第83条）
共済加入者間で取引された家畜は請求可能	（第60条）
未被覆期間も含めた通年加入が基本	（第91条）
小損害不填補額（共済金の支払対象となる最低損害額）が選択できるようになる。	（第96条）
共済事業で農業者ごとの危険段階別掛金率が適用	（第35条、第74条、第82条、第97条）
平成34年度から廃止	（附則第7）
農業経営収入保険に加入する場合は、すでに加入している共済関係を解除できる	（第125条）